

# 『余市町自治 4月 基本条例』 から施行！

余市町議会平成29年  
第4回定例会にお  
いて「余市町自治基  
本条例」が議決され、  
本年4月1日より施  
行となります。

町民と行政が連携  
して歩むまちをつくる  
ため、情報の共有や町民  
参加など、協働で取り組む  
まちづくりのために必要  
な事項を定めます。



この条例  
で何を決め  
るの？



自治基本  
条例って  
なに？

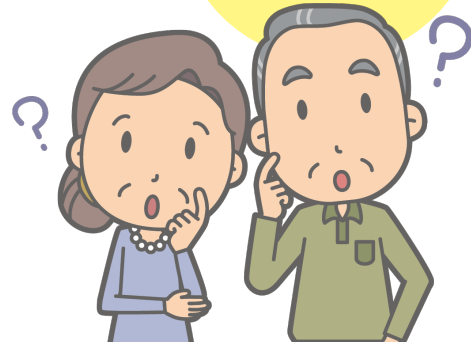


協働＝多様な主体が対等な立  
場で、共通の目的に向  
かって、ともに力をあわ  
せて活動すること

自治基本条例は、  
地域課題への対応やまち  
づくりに関して、町民、議会、  
町のそれぞれがどんな役割を  
担い、どのような方法で取り組  
んでいくかなど、協働してま  
ちづくりを推進するための  
基本条項やルールを  
定めたものです。



この条例  
で何が変  
わるの？



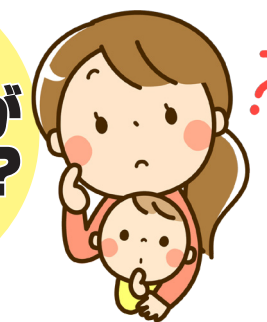
これまで明文化  
されていなかった、まち  
づくりに関する事項を明ら  
かにすることで、町民参加  
が推進され、より一層皆さん  
の意見がこれからのまちづ  
くりを活かされるよう  
になります。



地方自治体には、  
独自性、自立性をもつ地方  
政府としての役割が求めら  
れています。こうした中、  
多様化する住民要望など多く  
の地域課題の解決のため、  
まちづくりの取り組みを明確  
にした自治基本条例が必要  
となります。



なんで  
この条例が  
必要なの？



～ 条例制定までの経過 ～

## （仮称）余市町自治基本条例策定準備会

自治基本条例の策定にあたり、町民参加による自治基本条例の策定の進め方と策定委員会組織のあり方などを検討するため、平成25年8月に、町内の各団体から推薦された8名の委員からなる準備会を立ち上げ、平成26年8月まで、延べ10回にわたり開催しました。



## （仮称）余市町自治基本条例策定委員会

条例の名称や条文（素案）について検討するため、平成26年10月に公募で選ばれた方、町内の関係団体から推薦された方、策定準備会から推薦された方の16名の委員からなる策定委員会を立ち上げ、延べ28回の策定委員会を開催し、条文について検討を重ねた結果を最終報告書として、平成29年11月9日に町長に提出しました。

条例の全文は、町ホームページからご覧いただけます。

※本条例を皆さんに分かりやすくお知らせするため、本紙では4月号から数回に分けて連載を行う予定です。